

組織的な大学院教育改革推進プログラム 平成20年度採択プログラム 事業結果報告書

教育プログラムの名称 : 法学研究と法律実務の統合をめざして
 機関名 : 早稲田大学
 主たる研究科・専攻等 : 法学研究科
 取組代表者名 : 近江 幸治
 キーワード : 比較法、外国法、公法学、刑事法学、民事法学

I. 研究科・専攻の概要・目的

早稲田大学法学研究科は、博士前期課程（修士課程）において公法学・民事法学・基礎法学の3専攻、後期課程において公法学・民事法学の2専攻から構成されており、2011年4月現在の学生数は、前期（修士）課程101名、博士後期課程147名、専任教員数は84名（併任・非常勤含めた合計138名）となっている。本研究科は、これまで、本学の建学の精神を堅持し、普遍的な法学理論の学問的追究を基本指針として法学研究者・法曹実務家・公務員等を多数輩出してきたが、本プログラムの前身である「魅力ある大学院教育」イニシアティブにおいて新たな教育研究の視点を取り入れたことにより、研究者養成を核としながらも、高度法律専門職を養成するため、司法試験に合格した法科大学院卒業者のみならず、法曹有資格者、国際公務員等を対象に、博士論文執筆指導に積極的に取り組んでいる。

II. 教育プログラムの目的・特色

本プログラムの目的は、法理論創造力ならびに比較法研究能力を備えた法学研究者の養成と、法学理論の重要性を踏まえて、研究者による研究成果を実務に受け入れ、逆に実務の観点から研究に寄与しようとする能力を備えた高度専門職業人（法曹、立法・行政実務担当者、国際公務員等）の養成であった。

その特色は、以下の3点にある。①法律実務において高度の理論的知見が求められている現代社会の要請に応じ、特に法科大学院（法務研究科）を併置する本学の長を生かして、同研究科を修了した学生が法学研究科博士後期課程で、博士論文を執筆するプロセスを制度化し、またすでに社会で法曹として活躍している人材を博士後期課程に招き入れ、特定の実務に関連する理論研究に従事させ、学位を取得させる制度を設計する。②、現在、一方で国際公務員を志望する学生が少なからず存在し、他方で法務部や法務担当官を置く多くの国際組織が研究能力を備えた法務担当者を求めている実態があるため、この二つの需要を充足すべく、深い学識を有する国際公務員の養成に取り組む。③修士課程に設置してある社会人コースの学生が、博士後期課程に進学して博士論文を執筆することを支援する。

この目的を達成するための手段は以下のとおりである。全ての学生が課程博士論文を執筆することを前提とし、そのための論文執筆指導・審査を段階化・体系化し、“点”による指導・審査から“線”（プロセス）による指導・審査へと移行する。一方、下記教育プログラムの展開と、他方における博士論文執筆指導のコースワーク化の有機的な組み合わせにより、本プログラムの目的を実現する。また、法科大学院（法務研究科）学生ならびに法曹有資格者が博士後期課程へ入学するための試験方法を工夫する。

III. 教育プログラムの実施計画の概要

教育プログラムの実施計画は、総合的には、博士後期課程を中心として、法理論創造を担いうる研究者を養成するための各種教育プログラムを根幹に据えつつ、学識法曹・国際公務員・高度専門職社会人養成に必要な教育プログラムを附加するというものであった。具体的プログラムは以下のとおりである。

1. 「法学理論」教育プログラム：法学研究科共通科目＝法学理論の基礎（「法と社会の比較」、「法の基本概念」）を通じて「法理論対応型」ならびに「制度的基礎対応型」学識を教授する。

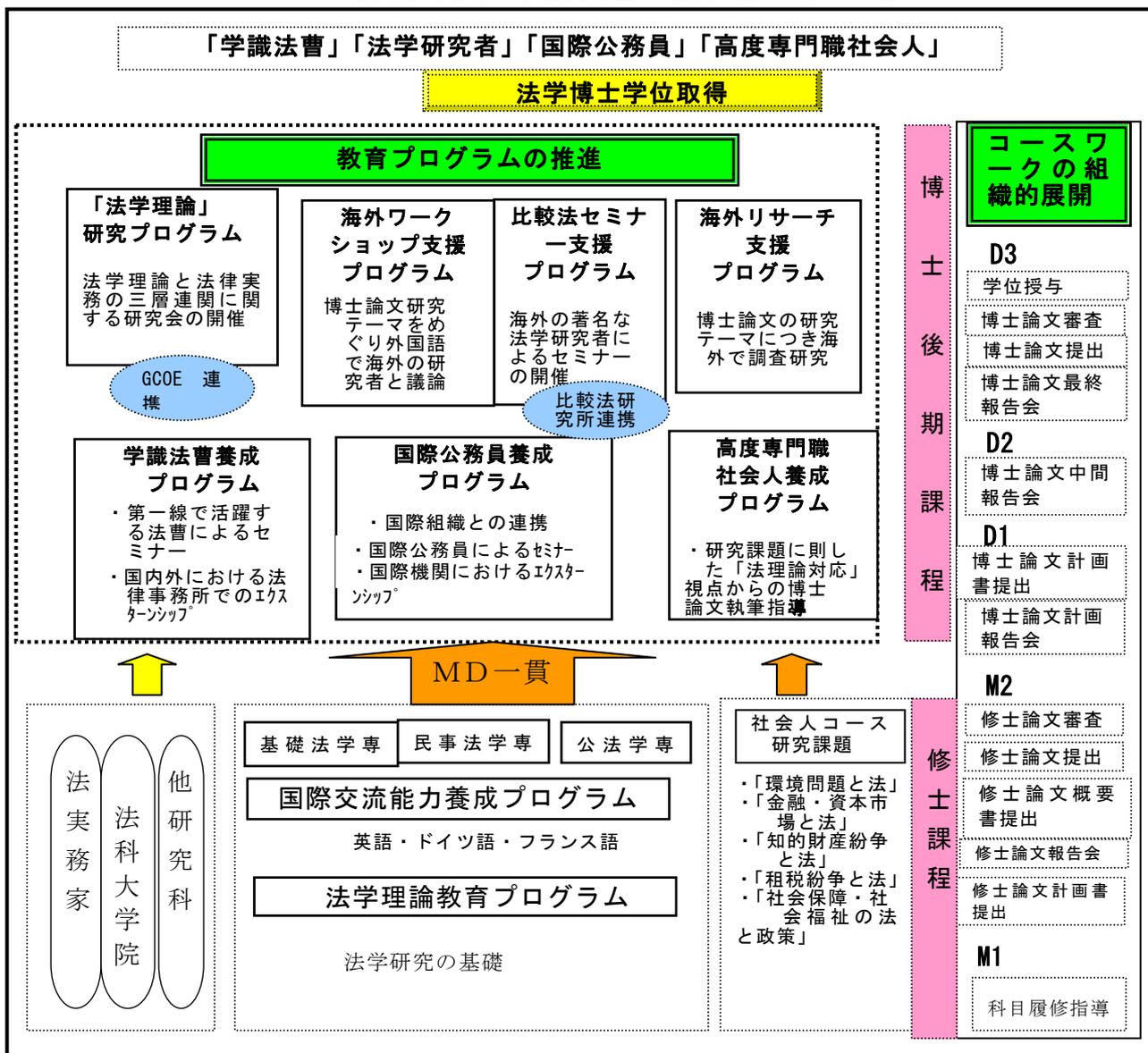
2. 「法学理論」研究プログラム：グローバル化により新たな理論的対応が必要となった研究課題領域を中心として、GCOEにおける研究活動と連携し、法学理論と法律実務の連関性を重視した研究会を組織し、博士後期課程の学生をこれに参加させる。

3. 海外リサーチ支援・海外ワークショップ支援・比較法セミナープログラム：海外での調査研究を支援し、その成果を博士論文に反映させる。海外の大学で学生が、当該国の言語で自身の研究報告を行い、海外の研究者や大学院学生と議論するワークショップを開催する。アジア諸国の若手研究者と英語で研究交流を行う機会を提供する。また、比較法研究所と連携し、海外の研究者を招聘してセミナーを実施する。

4. 学識法曹養成プログラム・国際公務員養成プログラム・高度専門職社会人養成プログラム：法学の博士学位を持つ実務家を養成する。各法分野で活躍する第一線の法曹・国際公務員を招聘してセミナーを行う。国際機関やローファーム等とのエクスターンシップ・ネットワークを拡大し、エクスターンシップの機会を豊富に提供する。実務家による「現実問題対応」局面での問題提起に加えて、実定法学者による「法理論対応型」視点からの、さらには基礎法学者による「制度的基礎対応型」視座からのテーマへのアプローチを交え、当該問題領域の学問的把握・分析の方法を教示する。国内外の法律事務所、国際組織と連携し、エクスターンシップの機会を豊富に提供する。

図 1.履修プロセスの概念図

《法学研究と法律実務の統合をめざして》



IV. 教育プログラムの実施結果

1. 教育プログラムの実施による大学院教育の改善・充実について

(1) 教育プログラムの実施計画が着実に実施され、大学院教育の改善・充実に貢献したか

① 「法学理論」教育プログラム

年度前期に「法学研究の基礎 I 〈法と社会の比較〉」、後期に「法学研究の基礎 II 〈法の基本概念〉」の二つの選択科目（それぞれ2単位・オムニバス形式）を研究科共通科目として設置し、プログラム実施中の3年間にわたり、一貫して講義を実施した。

「法学研究の基礎 II 〈法の基本概念〉」は、2008年度は「法的責任」、2009年度は「所有と所有権概念の変遷と現代社会」、2010年度は「法と権利」をテーマに、公法・私法・基礎法それぞれの専任教員による連続講義を行った。

② 「法学理論教育」プログラム研究

研究者と学生が参加する「法学理論教育プログラム研究会」を、計5回開催した。それぞれの法分野における理論的問題点、研究者教員養成をめぐり、活発な討論がなされた。概要は、表1のとおりである。

表1. 法学理論教育プログラム研究会

	日 時	テーマ	報告者	所 属
第1回	2008年 12月20日	※メインテーマ「法学研究と法律実務の統合をめざして」		
		ー法科大学院の立場からー	鎌田 薫	早稲田大学
		利益衡量論の法律実務への定着	近江 幸治	早稲田大学
第2回	2009年 2月7日	※メインテーマ「法学研究と法律実務の統合をめざして」		
		アメリカ法から見た日本法における判例研究のあり方	ローゼン, ダニエル	中央大学
		実務の学説・判例・立法に対する影響 ー個人の経験を踏まえて	堀 龍児	早稲田大学
第3回 (連続研究会 1/3)	2009年 10月17日	※メインテーマ「研究者教員の養成はどうあるべきか」		
		法科大学院開設後の研究者教員養成の意義と課題	松本 克美	立命館大学
		研究者教員養成の諸課題 ～関西学院大学の状況を中心として～	加藤 徹	関西学院大学
第4回 (連続研究会 2/3)	2009年 11月28日	※メインテーマ「研究者教員の養成はどうあるべきか」		
		研究者養成の課題と将来像 ー東京大学と学習院大学を比較して	能見 善久	東京大学 名誉教授 (学習院大学)
		研究者教員養成の展望	川村 正幸	一橋大学 名誉教授 (駿河台大学)
第5回 (連続研究会 3/3)	2010年 1月30日	※メインテーマ「研究者教員の養成はどうあるべきか」		
		法科大学院は研究者を生み出すことができるか？	後藤 昭	一橋大学
		面白いと思ってもらふことの重要性など	道垣内 弘人	東京大学

③ 海外リサーチ支援

博士論文執筆のためのリサーチ支援として、計 16 名の学生を選抜し、海外に派遣した。概要は、表2のとおりである。なお、毎年度、海外リサーチ報告会を開催し、報告内容は他の学生の学習の参考となっている。また、このプログラムで支援を受け海外でのみ入手することができる資料を用いて論文を書いたとの報告があり、支援の趣旨が実現していることを確認することができた。

表2. 博士論文海外リサーチ派遣一覧

年度	研究課題または博士（修士）論文テーマ	行先
2008	1 『Covering』 著者のKenji Yoshino教授にお話をうかがう アメリカ合衆国における人権の獲得－人種・性・宗教・障害－	アメリカ
	2 フランスにおける連帯債務	フランス
	3 国際環境法の国内法化：主要国の温暖化法制に関する比較研究	ベルギー
	4 「個人」「人間」「ヒト」の尊厳と「環境」「動物」の保護 ——日本とドイツの比較のなかの《人格》《環境》の憲法学	ドイツ
	5 化学物質管理政策・予防原則の理論的研究	ドイツ
	6 国際運送条約における個別的責任制限制度の確立について	アメリカ
	7 アメリカにおける司法審査制の生成を法制史的観点から再検討し、過去・現在の連邦司法部・州司法部に通底する伝統を探求する。その過程において、裁判所の役割と法の支配の意義を明確にする。	アメリカ
	8 中国における農村土地権利関係の研究	中国
	9 EC競争法の公共経営研究科サービス事業に対する適用とその限界	イタリア
2009	1 正犯概念と正犯解釈論	ドイツ
	2 Introduce the “Fair Use” clause to the Copyright Law of Korea/Japan : In a comparative perspective	アメリカ
	3 性差別禁止ないし性平等規範に関する研究 ～EC法における展開を素材として～	イギリス ベルギー
	4 要保護成年者の身上監護権論序説－イギリスにおけるMental Capacity Act 2005制定を手がかりとして－	イギリス
	5 中国・日本・韓国における知的財産権の譲渡及び実施等の許諾をめぐる若干の考察	韓国
2010	1 オーストリア代弁人制度および日本の成年後見制度	オーストリア
	2 定期傭船契約の内部関係に関する研究 －ソフト・ローとしての標準書式の役割とその限界	イギリス

④ 海外ワークショップ

学生が自らの研究成果を外国語で報告し、海外の一流の研究者から指導を受け、また、海外の大学院生と議論するワークショップをアメリカ、ドイツ、フランス、中国において開催した。

また、海外の大学からの申し入れにより、早稲田大学でも開催した。概要は、表3のとおりである。

表3. 海外の大学とのワークショップ開催状況

年度	開催場所	開催期間（含リハーサル）	テーマ	早稲田側 参加学生数
2008	ベルリン自由大学	2008年3月10日～3月12日	各自の研究テーマ	7人
	スタンフォード大学 ロースクール	2009年3月29日～4月3日	各自の研究テーマ	6人
2009	パリ第二大学	2009年11月11日～11月16日	民事法学	4人
	ベルリン自由大学	2010年2月27日～3月5日	各自の研究テーマ	5人

年度	開催場所	開催期間 (含リハーサル)	テーマ	早稲田側 参加学生数
2009	中国人民大学	2010年3月8日～3月11日	①医療問題に関する民法・刑事法からのアプローチ ②企業法をめぐる諸問題	7人
	ウォーリック大学	2010年3月13日～3月20日	裁判員制度/憲法改正/日本の会社制度 各自の研究テーマ	7人
2010	中国吉林大学	2010年12月16日～12月19日	各自の研究テーマ	4人
	ペンシルバニア大学 ロースクール	2011年2月20日～2月27日	各自の研究テーマ	5人
	ベルリン自由大学	2011年3月1日～3月7日	各自の研究テーマ ほかに「死と法」のテーマで議論を行う	5人
	早稲田大学 中国人民大学からの訪問	2010年8月2日	各自の研究テーマ	5人
	早稲田大学 ウォーリック大学からの訪問	2010年9月23日	各自の研究テーマ	4人
	早稲田大学 台湾大学からの訪問	2010年10月16日	各自の研究テーマ	8人



写真1. 中国人民大学ワークショップ



写真2. ベルリン自由大学ワークショップ

⑤ 比較法セミナー

ドイツ、中国、イギリス、フランス、アメリカ、デンマークの研究者を招聘したセミナーを、表4のとおり実施した。

表4. 比較法セミナー開催状況

年度	開催日	テーマ	講師
2008	2008年10月2日	ドイツ環境法における事前配慮原則をめぐって	ブレーメン大学教授 ゲルト・ヴィンター
	2009年3月6日	ドイツにおける行政裁判権と社会裁判の基礎	ボーフム大学教授 フォルカー・ヴァーレンドルフ

年度	開催日	テーマ	講師
2008	2009年3月7日	比較法集中セミナー 共通テーマ「日中民法における最新の課題」	中国人民大学教授 楊立新 北京大学教授 尹田 中国社会科学院教授 渠涛 山東大学教授 王麗萍 湖南大学教授 徐涤宇 中国人民大学副教授 高圣平
	2009年3月9日	イギリスにおけるADRの実情	ケンブリッジ大学教授 ニール・アンドリュース
2009	2009年9月16日・17日	Human Rights, the Courts and the Environment and the Future of Public Law	ウォーリック大学教授 ジョン・マケルダウニー
	2009年11月18日	法と歴史 Gesetz und Geschichte について 市場経済に関する経済学理論と法	ブレーメン大学名誉教授 ロルフ・クニーパー
	2010年2月25日	中国の視点からみた日本法学教育の特徴と意義」	上海交通大学教授 季衛東
		時代が求める涉外弁護士像	伊藤見富法律事務所 高革慧
	2010年3月8日・12日	ドイツにおける意見の多様性を確保するためのメディアの法的規整	マインツ大学教授 マティアス・コルニルス
2010年3月10日・12日	ヨーロッパ私法の統合	アメリカン大学ワシントンローカレッジ助教授 フェルナンダ・G・ニコラ	
2010	2010年9月23日	Environmental Law Public Law	ウォーリック大学教授 ジョン・マケルダウニー
	2011年1月12,13日	EU 刑法 — 北欧の小国から見た現状と課題	南デンマーク大学教授 トーマス・エルホルム

⑥ アカデミックライティングプログラム

英語による研究成果の発信能力を高めるため、英語による論文執筆の具体的な方法・技術を講義するアカデミックライティングプログラムを実施した。

また、論文作成の基本となる方法・技術のために日本語論文作成の講座も実施した。表5

表5. アカデミックライティング実施状況

講師：早稲田大学名誉教授・教育学博士 篠田 義明		
年度	テーマ	開催日時
2009	法律の分野において守るべき最低限の英語	①2009年7月18日(土) 講義 13:00~16:15 ②2009年7月25日(土) ワークショップ 13:00~16:15
	法律の分野における英語論文の原則	①2010年2月26日(金) 概論 (13:00~16:10) ②2010年3月5日(金) ワークショップ (10:30~16:10) ③2010年3月12日(金) ワークショップ (10:30~16:10)
	論文作成技法(日本語)	2010年3月15日(月) (10:30~16:10)
2010	法律の分野における英語論文の原則 (2009年度と内容は異なる)	①2010年7月23日(金) 講義 (10:40-16:15) ②2010年8月2日(月) ワークショップ (10:40-16:15)

⑦ 国際交流能力養成科目

海外において当該国の研究者と十分なコミュニケーションをはかれるように、法学研究という視

点に特化しつつ、総合的な語学能力を養成する国際交流能力養成講座を表6のとおり実施した。
なお、ドイツ語については、2単位科目として設置した。

表6. 国際交流能力養成講座概要

	2008年度		2009年度	
	実施期間・時間数	受講数	実施期間・時間数	受講数
英語	2009年2月 (6日間、1日3クラス) 10:00-12:50	18	2010年2月(4日間) 13:30-16:40	8
ドイツ語	2009年1月～3月(10回)	8	初級、中・上級各1クラス 2010年3月(6回) 13:30-16:40	初級 12 中・上級 7
フランス語	2009年3月 (6日間、1日3クラス) 10:00-12:50	6	2010年2月(6日間) 10:00-12:50	7
中国語	2009年2月～3月 1レッスン1.5時間 9回	5		

⑧ 2008年度シンポジウム

法科大学院の設置にともなう法学教育改革の激しい変動の中で、いかにして法理論と実務を統合していくかという課題につき、表7のとおり実施した。

表7. 2008年度シンポジウム概要

2009年3月14日(土) 10:00～17:00 「法理論と実務の統合——教育的側面を踏まえて」	
主催者挨拶・来賓挨拶	早稲田大学副総長 田山輝明 早稲田大学法学研究科長 近江幸治 朝鮮大学校元総長・名誉教授 高 昌鉉
基調報告	「日本の法科大学院プランと現状」 京都大学名誉教授 佐藤幸治 コメンテーター 早稲田大学教授 曾根威彦
基調報告	「韓国法科大学院のスタート——法理論研究と法律実務教育」 延世大学校法科大学教授 金相容 コメンテーター 大東文化大学教授 高翔龍
基調報告	「法理論と法律実務の統合——早稲田大学の検証」 早稲田大学教授 岩志和一郎 コメンテーター 慶応義塾大学教授 宮島司
パネルディスカッション	コーディネーター 早稲田大学 近江幸治、尾崎安央 パネリスト 基調報告者、コメンテーター
まとめ	早稲田大学法学研究科長 近江幸治

⑨ 2009年度シンポジウム

法科大学院においても研究者教員の存在は今後も不可欠であり、その課題に研究大学院がいかに応えるかという問題につき、表8のとおりシンポジウムを行った。

表8. 2009年度シンポジウム概要

2010年3月6日(土) 13:00～16:40 「研究者教員の養成はどうあるべきか——法理論と法実務の統合」	
------------------------------------------------------------	--

主催者挨拶	早稲田大学副総長 清水 敏 早稲田大学法学研究科長 近江幸治
基調報告	「法科大学院時代における研究者の養成について」 元最高裁判事・京都大学名誉教授 奥田 昌道
報告	「法科大学創設後における法学教育・研究者の養成」 中央大学教授 金井 貴嗣
報告	「研究者・研究者教員の養成のためのプログラム ～その必要性と策定にあたっての視点～」 早稲田大学教授 尾崎 安央
ディスカッション	コーディネーター 早稲田大学教授 近江 幸治、尾崎 安央 コメンテーター 一橋大学名誉教授・駿河台大学 川村 正幸 東京大学教授 道垣内 弘人 東京大学名誉教授・学習院大学教授 能見 善久 立命館大学教授 松本 克美
まとめ	早稲田大学法学研究科長 近江 幸治

⑩ 2010年度シンポジウム

本プログラムの総仕上げ・総まとめのシンポジウムとして、学者出身の最高裁判事2名を含む講演者を招聘して、表9のとおりシンポジウムを開催した。

表9. 2010年度シンポジウム概要

2010年12月11日(土) 10:00～16:40 「法律教育と研究大学院および法科大学院——研究者教員の養成を見据えて」	
主催者挨拶	早稲田大学総長 鎌田 薫 早稲田大学法学研究科長 近江 幸治
基調報告	「法律学と裁判実務」 元最高裁判事・東北大学名誉教授 藤田 宙靖
基調報告	「学部から研究大学院か法科大学院か」 早稲田大学教授 曾根 威彦
基調報告	「韓国における法科大学院スタートと研究者養成」 全南大学校教授 鄭 鍾休
ディスカッション	コーディネーター 早稲田大学教授 松澤伸、石田眞 コメンテーター 元最高裁判事・京都大学名誉教授 奥田 昌道 一橋大学教授 小野 秀誠 北海道大学教授 瀬川 信久 同志社大学教授 田井 義信 立命館大学教授 松宮 孝明
まとめ	早稲田大学法学研究科長 近江 幸治



写真3. 2008年度シンポジウム



写真4. 2009年度シンポジウム



写真5. 2010年度シンポジウム

⑪ 博士論文執筆セミナーの実施

博士論文の具体的な執筆方法について、に学生向けセミナーを実施した。

表10. 博士論文執筆セミナー

2011年1月29日(土) 13:00~17:00 「博士論文の意義と作成——博士論文の完成に向けて」	
報告者	テーマ
岡野光雄 早稲田大学 名誉教授	博士論文の意義と作成
大場浩之 早稲田大学 准教授 (民法・2007年博士学位取得)	博士論文の作成過程を振り返って
小坂 亮 佐賀大学 准教授 (刑法・2010年博士学位取得)	博士論文における方法論 —スケジュールとテーマを中心として
李 聲杓 東北文化学園大学 准教授 (留学生・2003年博士学位取得)	博士論文の意義と作成 —留学生の立場から



写真6. 博士論文執筆セミナー



写真7. 博士論文執筆セミナー

⑫ 学識法曹養成プログラム実施準備

法曹三者（裁判官・検察官・弁護士）が現役のまま博士後期課程に入学し、一定の研究プロセスにより学位を取得させる法曹入試制度を創設した。この制度は、当法学研究科が他に先駆けて創設した制度である。この制度を利用した法曹入学者は、2011年度時点で7名おり、いずれも博士論文執筆のコースワーク教育を受けている。期間内の博士学位取得も確実である。

2. 教育プログラムの成果について

(1) 教育プログラムの実施により期待された成果が得られたか

以上のプログラム実施を通じて得られた成果は、以下のとおりである。

- ① 法学理論教育の二つの授業は、専攻・専修の枠組みを超える横断型の科目設置として、本プログラムの前身である「魅力ある大学院教育イニシアティブ」で導入以来、確実に定着した。選択科目であるにもかかわらず、多くの学生が高い関心をもって聴講し、各自の執筆する論文にも、蛸壺型に陥らない多角的な視点がみられるようになってきている。また、修士課程の学生のみならず、博士課程の学生も参加した。学生の評価も高く、すでに来年度以降の継続実施を決定している。
- ② 博士論文海外リサーチ支援プログラムも、本プログラムの前身である「魅力ある大学院教育イニシアティブ」で導入以来、確実に定着した。これにより、プログラムがなければ敢えて海外に出ることがなかったであろう学生が、海外の研究者、研究機関を訪ねることによって、貴重な研究上のコンタクトを得ることができ、将来の研究に繋げている。また現地でなければできない実

態調査の成果は、博士論文のクオリティ・オリジナリティを保証するものとなることが期待される。

③ **海外でのワークショップ**は、特にベルリン自由大学については毎年継続して実施が行われている点で特筆に値するが、それ以外にも、中国の諸大学では、学生レベルでの交流が行われるようになっており、当研究科と海外の各研究機関との交流を確実なものとし、学生にとって、非常に有力な国際交流関係を築き上げることができた。参加学生にとっては、かなり高いハードルを超えることを要求するものだったが、相手大学の教授スタッフの好意にも支えられて、他では体験できない貴重な機会となった。国際化の波の中で、学生にとって、大きなアドバンテージを与えるものとなった。

④ **招聘研究者による比較法セミナー**は、比較法研究所における講演会等と相違し、比較的少人数の参加者による研究会として実施した。英語をはじめとする外国語でセミナーを体験する機会は、学生にとって有益であり、より身近に海外の研究者と接する機会を提供できた。

⑤ **アカデミックライティングプログラム・国際交流能力養成科目**の設置により、学生の外国語による情報発信能力が大きく向上した。学生からも継続の要望が強く、2011年度からは、国際交流能力養成科目として英語・ドイツ語・フランス語を、正規のカリキュラムとして常置することに決定した（前期・後期2単位）。

⑥ **「法学理論」教育プログラム研究会やシンポジウム**を通じて追及した論点は多岐に及ぶが、中でも、法科大学院が登場した後の研究者養成について、当法学研究科で5年間一貫して博士論文を作成するために集中して比較法・基礎法・実定法解釈論をじっくりと深く学ぶことが絶対に必要であることが確認できた点、大きな成果が上げられたと考える。有力な大学が修士課程を廃止し法科大学院に統合していく中で、修了することが研究者への近道と考えられこともあったが、やはり研究者を養成するには、研究大学院における修士課程・博士課程の一貫した養成システムが明らかに優れていることが確認できたのは有益であった。その意味でも、修士・博士一貫教育システムを構築した当研究科の我が国における法学研究者養成における意義は大きいといわねばならない。

⑦ 最後に、**プログラム全体およびコースワーク実施による博士号取得者が急速に増加したこと**について特に述べておきたい。当法学研究科における2010年度の課程博士号取得者は、2010年度に比して4名増加し、9名であった。

3. 今後の教育プログラムの改善・充実のための方策と具体的な計画

(1) **実施状況・成果を踏まえた今後の課題が把握され、改善・充実のための方策や支援期間終了後の具体的な計画が示されているか**

① プログラム内容の恒常化

上記のように実施し成果を得たプログラムについて、これを恒常化しつつ、さらに充実させていくことを計画している。法学理論教育プログラムとして実施してきたオムニバス科目である「法学研究の基礎」、国際交流能力養成科目は、カリキュラムの中に恒常的に組み入れる。アカデミックライティングプログラムについても、英語だけでなく他の言語についても実施することが考えられる。また、海外リサーチ支援・ワークショップ・比較法セミナーについては、内容をある程度仕分けしたうえで、資金面でのサポートを学内・学外の成金等に求めつつ、実施していく。

② アイデア「集結点」の継続

本プログラムにおける法学理論研究会やシンポジウムは、多くの大学の研究者や実務家の協力のもとに実施されてきた。そのことの意味は、そのような問題意識を持って公費助成を得た当法学研究科を一つの共通の拠点とするという思いからであったと考えられる。その意義を十分に踏まえて、資金面から多少は小規模になるかもしれないものの、研究会を継続して実施していく。

③ コースワークの実質の充実

MD一貫制度に基づく5年間にわたる博士論文執筆のためのコースワークは、当研究科が我が国において初めて導入したものであるが、これをさらに実質化させ、形式的なコースワークをこなすという意識から脱却して、どのステップまでにどのような内容の研究を仕上げなければならないかということ、さらに議論して明確化し、意識的に学生間に共有させていく。特に、学識法曹養成プログラムのためのコースワークが、現在のところ、研究者養成プログラムと同一となっているため、より前者にフィットしたコースワークを研究し、提供していく。

④ 法学部・大学院教育の再改革

法学理論研究会やシンポジウムにおける議論では、法科大学院時代における研究者養成のあり方を議論してきたが、そこでやはり重要と考えられるのは、法学部は、法学未修者を前提とした法科大学院教育のために人材を提供するものではなく、むしろ、法学既修者を提供するためのものである、ということであった。それは、研究者養成大学院にとっても同じことであり、法学部は、比較法や基礎法の知識をしっかりと身に付けた学生を養成することが必要である。そのような法学部改革にとっての基礎的資料を提供するため、さらに議論を深めていく。

⑤ 資金面でのサポート

プログラムからの援助がなくなるので、計画を維持していくための資金を、学内・学外に積極的に求め、計画の実施を進めていく。

4. 社会への情報提供

(1) 教育プログラムの内容、経過、成果等が大学のホームページ・刊行物・カンファレンスなどを通じて多様な方法により積極的に公表されたか

- ① 「法学理論」教育プログラム研究会での討議および研究成果、海外ワークショップ、比較法セミナーの活動内容を年度毎にまとめ、関係機関、個人に配布した。
- ② シンポジウムの成果およびプログラム全体の成果と課題を『法科大学院時代における研究大学院の教育改革と展開』としてまとめ、関係機関、個人に配布した。
- ③ 「法学研究の基礎Ⅱ」の授業を、テキスト『法学研究の基礎 団体と法』、『法学研究の基礎 所有』、『法学研究の基礎 権利』にまとめ、学生を中心に配布した。
- ④ 博士論文執筆セミナーの内容を、『博士論文の完成に向けて 一博士論文の意義と作成』としてまとめ、学生を中心に配布した。



写真8. 『法科大学院時代における研究大学院の教育改革と展開』および『博士論文の完成に向けて 一博士論文の意義と作成』



写真9. 『法学研究の基礎』シリーズ

5. 大学院教育へ果たした役割及び波及効果と大学による自主的・恒常的な展開

(1) 当該大学や今後の我が国の大学院教育へ果たした役割及び期待された波及効果が得られたか

本プログラムの実施により、早稲田大学全体、また、我が国の大学院教育全体にもたらされた波及効果としては、MD一貫制度の導入によるコースワーク制の完全な定着が最も大きな成果であると思われる。これは、文科省が進めるリーディング大学院構想における、MD一貫制度とコースワーク制の重視に端的に表れていると考えられる。リーディング大学院構想においては、ユニークな大学院教育がその前面にあらわれているが、そこでの教育の中心的視点は、MD一貫とコースワーク・システムを前提とした大学院教育の中で、すぐれた着想を持った優秀な学生を確実に育て上げていくことが予定されている。従来の大学院教育では、MDを一貫して教育することが形式的な制度として存在する大学院はあったが、コースワーク制を敷いて、複数指導教員のもと、合理的な形でこれを実現した大学院は、特に法学系においては、早稲田大学大学院法学研究科が日本初である。リーディング大学院構想に、当研究科のカリキュラムが影響を与えていることは明らかである。ちなみに、この制度が完成した今年（2011年）3月には、9名の課程博士学位取得者を出すことができ、MD一貫とコースワーク・システム教育の威力が現れている。

以上のように、リーディング大学院構想においてもコースワーク制が有益なものであることが確認されたことで、当研究科が我が国の大学院教育において果たした役割は、非常に大きかったと評価できると思われる。

(2) 当該教育プログラムの支援期間終了後の、大学による自主的・恒常的な展開のための措置が示されているか

教育プログラム支援期間が終了したが、当研究科では、実施してきたプログラムを詳細に点検し、重要なものについてはさらにこれを発展させ、新たなプログラムも実施するように計画していくこととする。すでに、その計画の概要は、当研究科で編集した『法科大学院時代における研究大学院の教育改革と展開』においても具体的に示されているが、その実施のための委員会を、現在までのプログラム実施委員会を母体として、継続して続けていく予定である。

資金面については、大学が全面的にバックアップすることとし、特に、これまでイニシアティブから本プログラムまでの5年間にわたって築いてきた海外の大学との連携、とりわけ、院生を派遣し、また、受け入れて行っている海外ワークショップの実施については、大学として、具体的な予算を割くこととする。

組織的な大学院教育改革推進プログラム委員会における評価

<p>【総合評価】</p> <p><input type="checkbox"/> A 目的は十分に達成された</p> <p><input type="checkbox"/> B 目的はほぼ達成された</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> C 目的はある程度達成された</p> <p><input type="checkbox"/> D 目的はあまり達成されていない</p>
<p>〔実施（達成）状況に関するコメント〕</p> <p>本プログラムの目的は、①法理論創造力及び比較法研究能力を備えた法学研究者の養成と②実務の観点から研究に寄与する能力を備えた高度専門職業人（法曹、立法・行政実務担当者・国際公務員等）の養成である。その特色は、1)法科大学院修了生を法学研究科後期課程に招き入れ理論研究によって学位を取得させる、2)国際公務員の養成に取り組む、3)後期課程に進学する社会人コースの学生の博士論文執筆を支援する、の3点であり、具体的な教育プログラムの実施計画は、研究者養成のプログラムを根幹としつつ、学識法曹・国際公務員・高度専門社会人養成に必要なプログラムを付加するものであった。</p> <p>法科大学院制度が発足し、定着しつつある状況において、改めて法学の大学院のあり方を模索する、という問題意識の下、掲記された特色の実現に十分には結びついてはいないものの、主に海外の大学とのワークショップ連携、海外リサーチの支援、海外の著名な研究者とのセミナー開催などを実践しつつ、修士課程・博士課程一貫制度の導入による、博士後期課程における論文作成のコースワーク制を組織的に展開したことで、目的はある程度達成したと評価することができる。</p>
<p>（優れた点）</p> <p>一定の成果として、イ)研究科共通科目としての「法学研究の基礎Ⅰ・Ⅱ」は、大学院生に多角的な視点を身につける重要性を自覚させた、ロ)博士論文海外リサーチ支援プログラムは、海外の研究者・研究機関との接触を容易にただけでなく、現地での実態調査の実施等を通して博士論文の質向上に結びついた、ハ)法科大学院登場後の研究者養成のあり方につき、改めて修士課程・博士課程一貫の研究者養成システムの優位性を確認した、ことなどが挙げられる。</p> <p>また、セミナーのまとめとして『法科大学院時代における研究大学院の教育改革と展開』、『博士論文の完成に向けて―博士論文の意義と作成』が発刊され、教育改革の一貫として『法学研究の基礎』シリーズが発刊された。</p> <p>（改善を要する点）</p> <p>「法学理論教育プログラム研究会」、セミナー、海外リサーチ、海外ワークショップなどの開催・実施は評価できるものの、教育プログラムの成果を上げるための具体的な方策や計画など、実践面における改善策の提示は少ない。</p> <p>博士後期課程学生の学位（博士）授与数は、平成19年度以降、漸増しているものの、総体的にはその数は依然限られている。さらに、アカデミックライティング等の試みにも関わらず、国外学会発表は皆無である。</p> <p>また、種々の改善策を模索しているものの、法科大学院修了者の博士後期課程への進学は、過去4年間、自己推薦制度による若干名のみであり、理念としてはともかく、前出1)の特色は実現していない。国際公務員を養成するという前出2)の特色も、修士課程、博士課程一貫制度の導入により、当初は国際公務員を志望しながら後期課程に進学し、課程修了後に研究職・教育職に就くなどの例も見られる。</p> <p>以上の実態の分析、検証、これらへの対応策について、より具体的な明示が望まれる。</p>

組織的な大学院教育改革推進プログラム事後評価
評価結果に対する意見申立て及び対応について

意見申立ての内容	意見申立てに対する対応
<p>1 件目</p> <p>「改善を要する点」 博士後期課程学生の学位（博士）授与数は、平成 19 年度以降、漸増しているものの、<u>総体的にはその数は依然限られている</u>。さらに、<u>アカデミックライティング等の試みにも関わらず、<u>国外学会発表は皆無</u>である。</u> また、<u>種々の改善策を模索しているものの、<u>法科大学院修了者の博士後期課程への進学は、<u>過去 4 年間、自己推薦制度による若干名のみ</u>であり、<u>理念としてはともかく、前出1)の特色は実現していない</u>。</u></u></p> <p>【意見及び理由】 確かに博士後期課程学生の学位（博士）授与数・国外学会発表数は多くないが、法学の分野では院生に学会報告をさせることはなく、その慣習は日本だけでなく、フランスなど欧州諸国においても同様である。法学分野の特殊性を考慮した評価基準を用いていただきたい。 また、法科大学院修了者の進学が若干名であることについても分野の特殊性は考慮していただきたい。本学の法学研究科の特色は修士・博士課程 5 年間一貫の課程に特色がある。今後は、法学研究者・教員の緊要性が共通の認識になりつつある今日、増加は十分に見込める状態にある。 その中で、例外的に本学の法務研究科からはトップ卒業の学生を推薦してもらってきた。法学研究科博士後期課程に進学して直ちに新司法試験に合格し、弁護士資格を持ちながら本法学研究科に進学し、法学部の助教（本学では専任講師のレベル）になって教鞭をとっている者が 2 名いる。人数は少ないが、本プロジェクトの趣旨に沿った人材育成の成功例の典型である。ここでは、制度設計の優秀さとその制度の将来的な成功の見込みも踏まえて評価していただきたい。</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 博士後期課程の学位（博士）授与率および国外学会発表については、法学分野の特殊性はあるとしても、今後の大学院教育を改革していくという観点をも踏まえた指摘であることから、修正しない。 また、法科大学院修了者の博士後期課程への進学者数については、分野の特殊性や今後の進学者数増への展望が示されているものの、プログラムの目的および特色に対しての成果（達成度）は必ずしも十分とは言えないとの指摘であることから、修正しない。</p>

2 件目

「改善を要する点」

国際公務員を養成するという前出 2) の特色も、修士課程、博士課程一貫制度の導入により、当初は国際公務員を志望しながら後期課程に進学するなどの例も見られ、十分には功を奏していない。

【意見及び理由】

この背景にはここ数年の時代の変化があり、修士・博士一貫システムの採用により、博士課程に進学して博士号を取得してから国際公務員を目指す意識が強くなってきたこと、及び近時の国際関係の舞台では博士号取得者の活躍が目立っていることである。

このような国際的な基準に合致した状況が本学においても進んでおり、今後は、修士課程修了者よりも博士課程修了者が多くこの道に進むものと見られる。

また、本研究科の院生が数多くパリ大学法科大学院のセミナーに参加し、その能力を高く評価されるような成果を上げている。したがって、本プログラムが「功を奏していない」ということではなく、より国際基準に合致した院生が出てきており、本研究科で博士課程に進学してから国際公務員になる者が将来増えるであろうと予測される。

【対応】

以下のとおり修正する。

国際公務員を養成するという前出 2) の特色も、修士課程、博士課程一貫制度の導入により、当初は国際公務員を志望しながら後期課程に進学し、課程修了後に研究職・教育職に就くなどの例も見られる。

【理由】

国際公務員を志望する大学院生が、博士後期課程修了後に、他の職へ流れていくことでプログラムの目的が達成できていないとの指摘であることから、趣旨がより明確になるよう、表現を修正した。